

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年4月

大 和 町

大和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
大 和 町 長
大 和 町 議 会 議 長
大 和 町 教 育 委 員 会
大 和 町 選 挙 管 理 委 員 会
大 和 町 代 表 監 査 委 員
大 和 町 農 業 委 員 会

近年、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっている現状に鑑み、平成 27 年 9 月 4 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号、以下「法」という。）が施行されました。

この法律において、地方公共団体は、行政機関の立場として女性の活躍推進に取り組むとともに、一事業主の立場として、所属する女性職員の活躍推進を図るために行動計画を策定し、一定期間で集中的かつ計画的に取り込むこととされています。

大和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は、法第 15 条に基づき、大和町長、大和町議会議長、大和町教育委員会、大和町選挙管理委員会、大和町代表監査委員、大和町農業委員会が策定する特定事業主行動計画です。

本町の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」が必要不可欠です。女性が仕事と家庭を両立できるよう環境の整備を進めるとともに、キャリア形成を図りその能力を遺憾なく発揮できる仕組みを構築することで、行政が直面する様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、暮らしやすい社会づくりを目指します。また、女性のみならず、男性も意識の変革を図ることで、職員全員が多様な生き方や働き方を選択し、健康で豊かな生活を送ることのできる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現を目的として、本計画を策定します。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしています。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定することとします。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局における共通した目標として位置づけ、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果による課題に対応する目標を掲げています。

【目標】男性職員の育児参加の促進

- ・平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 80%以上にします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果による課題に対応する取組を掲げています。

○男性職員の育児参加の促進

出産や育児は、女性のみならず男性にとっても貴重な経験となります。また、家庭生活への父親の積極的な関与は、家族に安心感や充実感をもたらします。しかし、育児参加のための休暇や育児休業を男性が取得することへの抵抗感や不安から、男性の育児参加が進んでいるとは言いがたいのが現状です。女性が社会に出て活躍するためには、配偶者である男性の協力が必要不可欠であることから、次に掲げる項目に取り組み、男性の積極的な育児参加を促進します。

【取組及び実施時期】

- ・平成 28 年度から休暇制度の周知を徹底するとともに、対象職員に対して積極的な働きかけを行い、制度を利用しやすい風土の形成に努めます。